

島根県エコロジー農産物加工食品推奨要領

第1 趣 旨

近年の消費者志向の変化や環境保全意識の高まりの中で、農業生産においても環境への負荷の軽減が求められている。そこで、化学合成農薬や化学合成肥料の使用を抑えた本県独自のエコロジー農産物の推奨制度を設けているところであるが、さらにこれらを原材料とする加工食品についても推奨制度を創設し、一般消費者の農産物の選択に資するとともに、生産者及び加工製造業者の意欲の向上を図り、もって本県におけるエコロジー農業の振興に寄与する。

第2 定 義

- 1 この要領において、エコロジー農産物加工食品とは、第3に定める推奨基準に合致した加工食品で、知事が推奨したものをいう。
- 2 適用する加工食品は、別表1に定めるものとする。

第3 推奨の基準

- 1 原材料として、次の掲げるもの以外を使用しないこと。
 - (1) エコロジー農産物（その包装容器等に、島根県エコロジー農産物推奨要領（以下「農産物推奨要領」という。）第6の1に基づく表示が付されているものに限る。）
 - (2) エコロジー農産物加工食品（その容器包装等に、島根県エコロジー農産物加工食品推奨要領（以下「加工食品推奨要領」という。）第7の1に基づく表示が付されているものに限る。）
 - (3) 風味づけ、着色等のために使用する（1）以外の農産物（原材料として使用したエコロジー農産物と同一の品目に係る農産物を除く。）
 - (4) 水、食塩
 - (5) 別表2に掲げる食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）
- 2 原材料の使用割合
 - (1) 水及び食塩の重量を除いた原材料のうち、エコロジー農産物を除く農産物の重量に占める割合が5%以下であること。
 - (2) 食品添加物の使用は、当該加工食品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること。
- 3 推奨を受けた日から1年以内に、製造又は加工されたものであること。
- 4 製造、加工、包装その他の工程に関する管理
 - (1) 原材料として使用されるエコロジー農産物又はエコロジー農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と混合するおそれのないよう管理されていること。
 - (2) 製造又は加工されたエコロジー農産物加工食品が、農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

第4 申 請

- 1 推奨を受けようとする製造業者又は加工業者（以下「製造業者等」という。）は、次の内容を記載した申請書（様式第1号）を作成し、情報公開項目届出書（様式第2号）他必要書類を添付し、知事に提出するものとする。
 - (1) 製造業者等の氏名及び住所

- (2) 加工食品の名称
- (3) 原材料名
- (4) 原材料の使用割合
- (5) 原材料の生産者等の氏名及び住所
- (6) 原材料の仕入期間
- (7) 加工食品の製造期間
- (8) 加工食品の出荷期間

2 推奨を受けようとする加工食品の小分けを業とする者（小分けして自ら販売する者を含む。以下「小分け業者」という。）は、加工食品の種類ごとに、次の内容を記載した申請書（様式第3号）を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 小分け業者の氏名及び住所
- (2) 小分けする加工食品名
- (3) 出荷・販売計画

3 1及び2の申請書は、製造業者及び当該小分け業者の主たる事務所が所在する市町村を管轄する隠岐支庁農林局長又は農林振興センター所長（以下「農林振興センター所長等」という。）に提出するものとする。（小分け業者の住所地が島根県外にある場合を除く。）

第5 申請者の資格

申請を行うことができる製造業者等は、主たる事務所及び製造所の所在地を島根県内に有する者とする。

第6 審 査

- 1 知事は、申請の内容等を第3の推奨の基準に照らし、適切であるかを審査し、推奨の可否を製造業者等、小分け業者に通知する。
- 2 知事は、1で推奨しないと決定したときには、通知にあたりその理由を付するものとする。
- 3 農林振興センター所長等は、第6の1及び2について農林水産部長に報告するものとする。

第7 推 奨

- 1 第6の1で推奨を受けた製造業者等（以下、「推奨製造業者等」という。）は、当該エコロジー農産物加工食品の出荷にあたり、当該包装容器に別に定める推奨マークを使用するものとする（別記）。
また、推奨製造業者等は、加工食品品質表示基準の規定に基づく一括表示とは別に、「島根県推奨エコロジー農産物加工食品」と記載するものとする。
- 2 第6の1で推奨を受けた小分け業者（以下、「推奨小分け業者」という。）は、小分け後の包装容器に、小分け前にその包装容器に使用されていた推奨マークと同一の推奨マークを使用するものとする。
また、推奨小分け業者は、小分け前にその包装容器に記載されていた「島根県推奨エコロジー農産物加工食品」の記載についても、小分け後の包装容器に同一の記載をするものとする。
- 3 推奨マークの使用に要する経費は、推奨製造業者等又は推奨小分け業者の負担とす

る。

4 推奨マークの使用方法は、次の2つとする。

ア 推奨マークを包装容器に直接印刷する。

イ 推奨マークを印刷したシールを包装容器に貼付する。

第8 推奨の期間

推奨の期間は、知事の承認を受けた日から当該エコロジー農産物加工食品の出荷終了日までとする。

第9 申請内容の変更等

1 推奨製造業者等又は推奨小分け業者は、次のいずれかに該当するときは、すみやかに変更承認申請書（様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。（推奨小分け業者は、（2）を除く。）

（1）氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は所在地）を変更したとき。

（2）原材料の生産者又は小分け業者を変更したとき。

（3）原材料の仕入れ期間を追加・変更したとき。

2 推奨製造業者等は、次のいずれかに該当するときは、すみやかに変更届出書（様式第4号）を作成し、知事に提出するものとする。

（1）加工食品の名称・内容量・パッケージを変更したとき

（2）製造所の所在地を変更したとき

（3）加工食品の製造又は加工を中止又は廃止したとき

3 推奨小分け業者は、次のいずれかに該当するときは、すみやかに変更届出書（様式第4号）を作成し、知事に提出するものとする。

（1）加工食品の名称を変更したとき

（2）加工食品の小分けを中止又は廃止したとき

4 知事は、第9の1の変更承認申請書の提出があったときは、変更の内容が本要領に適合するか否かを審査し、承認の可否を決定し、製造業者等に通知する。

5 知事は、第9の4で推奨しないと決定したときには、通知にあたりその理由を付するものとする。

6 第4の3の規定は、第9の1、2及び3について準用するものとし、第6の3の規定は、第9の4及び5について準用する。

第10 遵守事項

1 製造業者等

（1）推奨製造業者等は、エコロジー農産物加工食品の適正な生産管理に努めるものとする。

（2）推奨製造業者等は、推奨マーク使用・管理記録（様式第5号）を作成し、3年間保存するものとする。

（3）推奨製造業者等は、当該エコロジー農産物加工食品について推奨の基準を満たさなくなったとき、又は製造又は加工を中止若しくは廃止したときは、すみやかに推奨マークの使用を中止するものとする。

2 小分け業者

- (1) 推奨小分け業者は、エコロジー農産物加工食品を他の農産物と区分して管理するものとする。
- (2) 推奨小分け業者は、エコロジー農産物加工食品受払台帳(様式第6号)を作成し、3年間保存するものとする。
- (3) 推奨小分け業者は当該エコロジー農産物加工食品について推奨の基準を満たさなくなったとき、又は小分けを中止若しくは廃止したときは、すみやかに推奨マークの使用を中止するものとする。

第11 推奨事項の調査、確認

- 1 知事は推奨したエコロジー農産物加工食品の製造又は加工、小分けの実体が申請内容に即しているか否かを確認するため、必要に応じ、推奨製造業者等若しくは推奨小分け業者から報告を求め、推奨マーク使用・管理記録若しくはエコロジー農産物加工食品受払台帳の提示を求め、又は推奨製造業者等が管理する製造所若しくは推奨小分け業者が管理する小分け施設での現地調査を行うことができる。
- 2 知事は前項の調査及び確認を委託することができる。

第12 推奨の取り消し等

- 1 知事は、推奨基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認したときは、推奨を取り消し、推奨マークの使用の中止を命じるものとする。
- 2 知事は、推奨製造業者等又は推奨小分け業者が第11に定める遵守事項に違反し、かつ不正に推奨マークを使用したことを確認したときは、推奨を取り消し、推奨マークの使用の中止を命じるとともに、その年度から起算して3年間、当該加工製造者又は小分け業者に対して推奨を行わないものとする。

第13 農林振興センター所長等への通知

申請のあった製造業者等の製造所の所在地に他の農林振興センターの所管する区域が含まれていた場合は、申請書を受理した農林振興センター所長等は、当該農林振興センター所長等に申請書の写しを添えて通知するものとする。

第14 情報公開

- 1 第4の1及び2の申請書の内容のうち、別表3の項目についてはホームページ上で公開することとし、推奨を受けようとする者は情報公開項目(変更)届出書(様式第2号)を知事に提出するものとする。
- 2 第14の1の提出に変更が生じたときは、速やかに情報公開項目(変更)届出書(様式第2号)を知事に提出するものとする。
- 3 第4の3の規定は第14の1及び2について準用する。

第15 電子申請

- 1 推奨を受けようとする製造業者等及び小分け業者等は、様式第1号から第6号による報告に代えて、当該様式に記載すべき事項をインターネット回線を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該者は、当該様式による報告をしたものとみなす。
- 2 前項に規定する方法により行われた報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

- 3 第15の1の場合において、知事は、当該様式への自署又は押印について氏名又は名称を明らかにする措置をもって当該自署又は押印に代えさせることができる。

第16 その他

この要領に定めるもののほか、エコロジー農産物加工食品の推奨に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月16日から施行する。